

## 指導規定

「流通運用について」の各条項を遵守しなかった場合、指導の対象となります。  
指導の対象となる項目には、以下のものがあります。

● 会議・研修会への参加

必ず参加いただくものと、そうでないものを明確にします。

⇒会議・研修会連続欠席の場合、研修受講(有料)を実施する。

※会議・研修会の決定事項等についてのクレームが発覚した場合も有料研修の対象となります。

● 各種規定違反

受発注・クレーム返品・梱包・登録データ等、各種規定に違反があった場合。

具体的には、幽霊在庫、車輛データ及びキズ情報の相違等。

⇒随時、(株)BBF 主導で改善勧告・会員指導・改善確認を行う。

※再研修(有料)が必要となる場合があります。

● 商品化について

商品化不足によるイメージの低下や生産管理者研修修了者(チェックマン受講者)不在等。

⇒随時、(株)BBF 主導で再研修(有料)を行う。

● 支払い債務

期日までに債務の清算が行われなかった場合。

⇒公開制限・流通停止。

● その他

フロント対応、商モラル違反等。

⇒随時、(株)BBF 主導で改善勧告・会員指導・改善確認を行う。

※指導を実施・研修後、改善されない場合、オンライン上の流通停止または退会勧告をする場合がございます。

作成2021年7月1日

改定